作業部会の設置について(案)

(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針(以下「基本方針」という。)の策定に係る検討に必要な調査・研究及び子どもの意見聴取等を行うため、次のとおり「子どもの意見聴取作業部会」を置く。

1 作業部会の設置期間 令和 5 年 11 月~令和 6 年 5 月 (予定)

2 作業部会における作業(所掌事務)

- ① 子ども及び現場の意見聴取の具体的な方法等を検討し、実施 すること
- ② 収集した子どもの意見等を整理・分析すること
- ③ 区の子どもの居場所の現状と課題等を整理・分析すること

◇子どもアンケート

◇子どもヒアリング

◇居場所実施者アンケート

④ 国の動向(国が策定予定の指針や国による調査・研究の内容等)を整理・分析すること ※ 上記②には、「杉並区子どもと子育て家庭の実態調査」のうち、居場所に関する部分の調査結果を含む。

3 作業部会の構成

- 子どもの意見聴取(作業①)や子どもの居場所の考察(作業②③④)を行うため、子どもと直接 的に接する事業を実施する所管課の職員を中心にメンバーを構成する。
- また、関係課が連携して効果的・効率的に意見聴取等を実施することができるよう、検討会を構成する部から最低1名の職員を構成メンバーに加える。
- 経常業務に並行して作業を進めるため、構成メンバーは原則として係長級職員とする。

4 構成メンバー (案)

- 1. 子ども家庭部 子ども政策担当課長 (座長)
- 2. 子ども家庭部 児童青少年課長 (副座長)

(子ども関係所管から)

- 3. 子ども家庭部 地域子育て支援課 地域子育て支援係長
- 4. 子ども家庭部 子ども家庭支援課 子ども家庭支援係長
- 5. 子ども家庭部 保育課 保育支援係長
- 6. 子ども家庭部 保育課 保育園長(園長の中から1名選出)
- 7. 子ども家庭部 児童青少年課 児童館運営係長
- 8. 子ども家庭部 児童青少年課 児童館長(館長の中から1名選出)
- 9. 子ども家庭部 児童青少年課 子ども・子育てプラザ所長(所長の中から1名選出)
- 10. 教育委員会事務局 庶務課 計画担当係長
- 11. 教育委員会事務局 学校支援課 新しい学校づくり担当係長
- 12. 教育委員会事務局 教育相談担当 教育相談担当係長 (各部から)
- 13. 政策経営部 企画課 企画調整担当係長
- 14. 区民生活部 地域課 コミュニティふらっと整備担当係長
- 15. 保健福祉部 障害者施策課 (調整の上選出)
- 16. 都市整備部 みどり公園課 公園企画係長